

ケアプランデータ連携 活用促進事業補助金について

熊本県ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業
補助金（令和7年度国補正予算分）を活用



令和8年度 人吉市ケアプランデータ連携活用促進事業補助金

介護現場の業務効率化と生産性向上の推進を図るため、

「ケアプランデータ連携システム」を導入する市内介護事業所を対象に、
最大20万円の補助金を交付します！

補助対象者

次のいずれにも該当する事業所

- ① 市内に所在すること
- ② 介護サービスを提供する「ケアプランデータ連携標準仕様」の対象の事業所
- ③ データ連携を行う体制を構築すること
- ④ 申請日時点で、廃止・休止していないこと
- ⑤ 暴力団等と関わりがないこと

補助対象経費

主な対象経費

- ① システム導入経費（介護ソフト改修、PC等）
 - ※原則として令和8年度熊本県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要項で定める機器が対象
 - ※PC・タブレット等の情報端末は1台あたり上限10万円
- ② 業務コンサルタント費用（生産性向上支援に係るもの）
 - ※すでにシステム導入済の事業所も活用できる。
 - （例）介護ソフトベンダーに支払う次の費用
 - システムのセットアップや操作に係るサポート費用、出張費用

補助上限額

1事業所当たり 20万円

※法人でまとめて申請することも可

※千円未満の端数は切り捨て

補助対象外

対象外となる経費

- ① 事業実施前にすでにケアプランデータ連携システムを導入していた経費
- ② 他の補助制度等を利用している（または予定している）経費
- ③ 事業実施期間外に支出した経費

①事業実施前にすでにシステム導入していた経費の可否

可否	例
○	すでにパソコンを購入した。これから、介護ソフトを改修する予定だったので、この補助金を活用したい。（システム導入前）
○	パソコン等の環境を整え、すでにシステムを導入した。操作に不安があるので、コンサルに委託して伴走支援をするため、この補助金を活用したい。
×	すでに、パソコンを購入しシステムを導入した。この補助金を活用して、タブレットを購入したい。

※項目ごとに明確に区分し、領収書等が重複しないようにしてください。

②他補助事業との併用の可否

可否	例
○	他の補助事業でパソコンを購入予定。あわせて、介護ソフトを自費で購入予定だったので、この補助金を活用したい。
○	他の補助事業で、パソコン等の導入経費を活用した。操作に不安があるので、コンサルに委託して伴走支援をするため、この補助金を活用したい。
×	他の補助事業で、パソコンを購入した。この補助金を活用して、タブレットを購入したい。

※項目ごとに明確に区分し、領収書等が重複しないようにしてください。

スケジュール（予定）

項目	対応	スケジュール
交付申請	事業所→市	11月30日まで
交付決定	市→事業所	申請受付後、随時実施
事業の実施	事業所	交付決定から令和9年1月15日まで
実績報告	事業所→市	事業完了後30日以内または令和9年1月15日までのいずれか早い日まで
実績報告の確認、補助金額の確定通知	市→事業所	実績報告受付後、随時実施

スケジュール（予定）

項目	対応	スケジュール
請求書の提出	事業所→市	補助金の確定後、速やかに提出
補助金の支払い	市→事業所	2月上旬まで
県への実績報告	市→県	令和9年2月19日まで

※スケジュールがタイトなため、早めに準備を進めるようお願いします。

交付申請等の手続き

交付申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書及び事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 業務改善計画書

実績報告に必要な書類

- (1) 実績報告書
- (2) 支出を証明する書類
- (3) 収支精算書

書類の保管・業務改善効果報告

書類の保管

補助金を受領した翌年度から5年間保管

業務改善効果の報告

補助金を受領した翌年度から3年間、提出が必要